

◎新潟県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、魚沼圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。魚沼圏域には、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町が含まれる。

2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日

至 平成29年1月27日

(2) 場所

ア 魚沼市大塚新田91-4（〒946-0004）

新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-792-4211

イ 南魚沼市六日町960（〒949-6680）

新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-772-3975

ウ 十日町市妻有町西2丁目1番地（〒948-0037）

新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-757-5408

エ 十日町市千歳町3丁目3番地（〒948-8501）

十日町市建設部都市計画課

電話 025-757-9937

オ 魚沼市今泉1488番地1（〒946-8555）

魚沼市土木課

電話 025-799-3134

カ 南魚沼市六日町180番地1（〒949-6696）

南魚沼市建設部都市計画課

電話 025-773-6662

キ 湯沢町大字神立300番地（〒949-6192）

湯沢町地域整備部建設課

電話 025-784-4852

ク 津南町大字下船渡585（〒949-8292）

津南町建設課

電話 025-765-3116

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。